

## クラブ活動後援会会則

- (1) 本会は三重県立亀山高等学校クラブ活動後援会と称し、事務所を同校内におく。
- (2) 本会は亀山高等学校卒業生および、その趣旨に賛同する者で組織する。
- (3) 本会は亀山高校生徒のクラブ活動の円滑な運営と進行を援助することを目的とする。
- (4) 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
  - ① 亀山高校生徒のクラブ活動に要する経費の助成
  - ② その他目的達成に必要な事業
- (5) 本会に次の機関をおく。
  - ①総会           ②理事会
- (6) 総会は次の事項を処理する。
  - ①会則の制定改廃           ②役員を選出           ③事業計画
  - ④予算決算の議決           ⑤その他必要事項
- (7) 総会は年一回これを開催する。ただし、会長が必要と認めた時は臨時に開催することができる。
- (8) 理事会は役員と理事で組織する。
- (9) 理事会は会長が必要と認めた時に開催し、次の事項を処理する。
  - ①総会議決の審議       ②総会委任事項       ③その他必要事項
- (10) 本会に次の役員をおく。

会長	1名	副会長	若干名	書記	2名	会計	2名
監事	2名	顧問	若干名				
- (11) 会長は会務を総理して本会を代表とする。副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。顧問は会長の諮問に応じ会務に参加する。書記、会計および理事は会長の指示により会務を司る。
- (12) 役員は総会において会員の中から選出する。理事は総会において会長がこれを委嘱する。役員任期は二年とする。ただし、再選を妨げない。
- (13) 本会の経費は会費およびその他の収入をもってあてる。会費およびその徴収方法などは理事会において決定する。
- (14) 会議は出席者の多数決で決める。
- (15) 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる  
(設立 昭和52年4月1日)